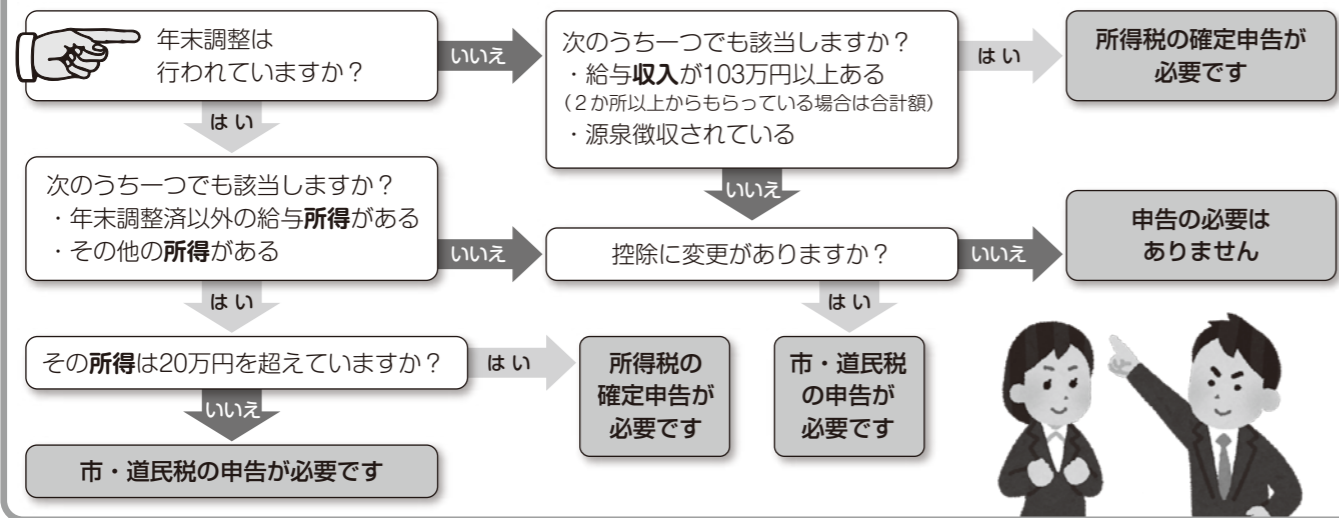
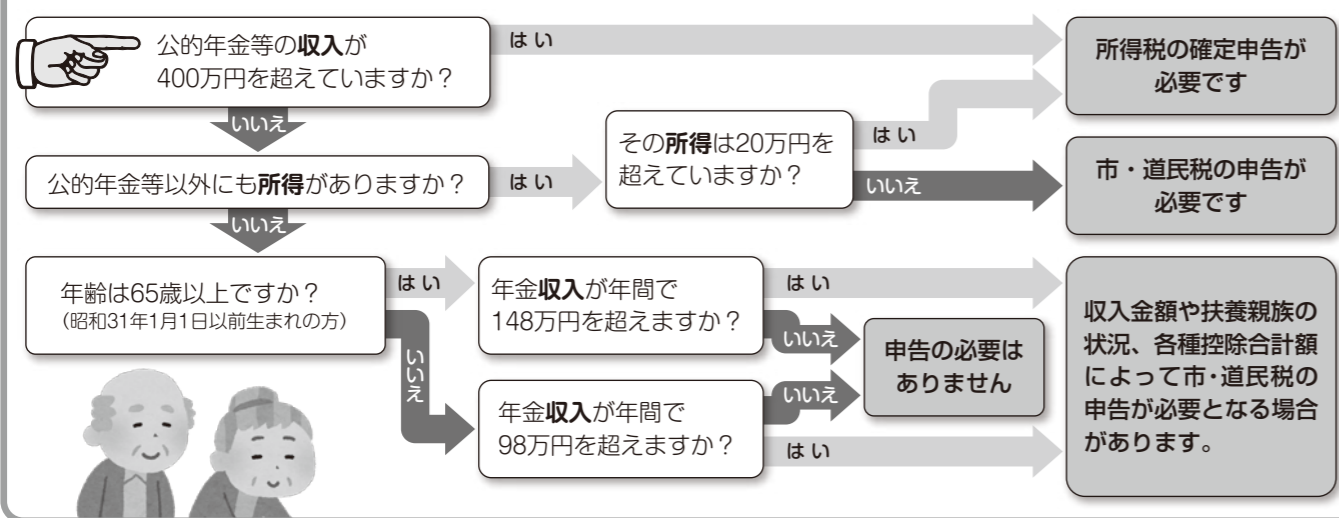


申告が必要かチェックしてみましょう!

● 給与収入の方 ●



● 年金収入の方 ●



● 収入のなかった方や遺族年金・障害年金など非課税収入のみの方 ●

次に当てはまる方は、市・道民税の申告書の提出が必要です。

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方
- 国民年金保険料の免除申請をする方
- 各種手続のため所得証明書・課税証明書が必要な方



申告日程		
月日	受付地区	会場
2月12日(金)	当別・三ツ石地区	石別住民センター(当別3丁目1-44)
2月15日(月)	茂辺地・茂辺地市ノ渡地区	茂辺地住民センター(茂辺地2丁目5-56)
2月16日(火)・17日(水)	谷好・富川・桜岱・水無・三好・矢不來・館野地区	谷好住民センター(谷好3丁目12-41)
2月18日(木)・19日(金)・22日(月)・24日(水)	七重浜・追分1丁目地区	七重浜住民センターれいんぼ(七重浜2丁目32-25)
2月25日(木)	追分・追分2丁目~7丁目地区	追分福祉センター(追分5丁目14-1)
2月26日(金)・3月1日(月)・2日(火)	久根別・東浜1丁目地区	久根別住民センターくーみん(久根別1丁目29-1)
3月3日(水)・4日(木)	飯生・押上・大工川・常盤・公園通・添山・昭和地区	エイド'03(飯生3丁目4-1)
3月5日(金)	開発・東前・萩野・一本木・千代田・清水川地区	農業振興センター(東前74-2)
3月8日(月)~10日(水)	本町・本郷・市渡・村山・中山・稲里・白川・細入・南大野・向野・文月・村内地区	北斗市公民館(本郷2丁目32-5)
3月11日(木)・12日(金)・15日(月)	中央・中野通・中野・清川・野崎・東浜2丁目地区	北斗市役所1階大会議室(中央1丁目3-10)
2月8日(月)~10日(水)・3月16日(火)~19日(金)		北斗市役所1階ロビー(中央1丁目3-10)

会場内の混雑を避けるため、【市・道民税】の申告に限り、以下の日程でも受け付けます。所得税の還付を受けるための申告や所得税を納めるための申告は受付できませんので、上記の申告期間に各会場へお越しください。

- 申告が必要? 不要? チェックしよう! 自分がどの項目に該当するか確認してみよう。
- ア 申告が必要な方
 - 農業、漁業、自営業などの事業を営んでいる方
 - 地代、家賃などの不動産収入がある方
 - 土地や建物、株式などの資産を売った方
 - 給与所得者で勤務先での年末調整が行われていないために所得税額が確定しない方、または2方以上から給与の支払いを受けている方
 - 給与所得者で年末調整を行っているが、給与所得以外の所得がある方
 - 生命保険の満期受取金などの一時所得や雑所得がある方
 - 北斗市国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方(ただし、左記のウに記載の「申告が不要な方」を除きます)
 - イ 申告をしたほうがよい方
 - ふるさと納税を5団体を超える自治体に行った方や、5団体以下でも医療費控除等の控除を受ける方
 - 給与所得のみの方で、年末調整を行っているが、医療費控除や雑損控除などの追加があり、所得税、市・道民税の両方またはいずれかが減額となる方
 - 年金所得のみの方で、社会保険料、生命保険料、障害者控除などの各種控除を申告することにより、所得税、市・道民税の両方またはいずれかが減額となる方
 - 各種手続きのために所得証明書や課税・非課税証明書を必要とする方
- ウ 申告が不要な方
 - 給与所得のみの方で年末調整を行っている、所得控除額の変更がない方
 - 年金所得のみの方で所得税の源泉徴収がされず、年金収入の合計額が一定額以下の方
 - ・ 昭和31年1月1日以前生まれの方 : 148万円以下
 - ・ 昭和31年1月2日以降生まれの方 : 98万円以下

申告準備はお早めに

税の申告のお知らせ

今年も残すところ1カ月となり、2月から左記の日程で市民税・道民税(国民健康保険税)の申告が始まります。申告は、新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで実施する予定です。

お問い合わせ
 ◇ 所得税に関すること
 函館税務署 ☎31-3171
 ◇ 市道民税・国保税に関すること
 市役所税務課所得課税係 [内線 134]

【注意】各窓口では申告相談を受けることはできません。各窓口では、申告書の配布、自書申告書の受け取りのみの取り扱いとなりますのでご注意ください。

お知らせ3 国保加入世帯主の方
 申告時期の1月1日時点で国民健康保険に加入している世帯主のうち、令和元年中の申告状況により、今年も申告が必要と判断した方に対しては、1月下旬に申告案内のハガキを送付します。

なお、上記のフローチャートで「申告不要」となる国保加入世帯主にはハガキを送付していませんが、案内が送付されなかった場合でも、上記のフローチャートで「申告が必要」となった国保加入世帯主の方は、申告をお願いします。

▽ 函館税務署からのお知らせ
 令和2年分の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の税務署申告会場開設期間は、令和3年2月16日(火)から3月15日(月)までで、受付時間は午前9時から午後4時までとなっております。

還付申告の受付は、令和3年2月15日(月)以前でも行えます。

▽ 国税庁ホームページを利用した申告書の作成
 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

お知らせ1 所得税の申告
 前述のAとイに該当した場合や7ページのフローチャートにより「確定申告が必要」となり、所得税の納付または還付対象となる方は上記申告受付会場のほか、函館税務署でも申告の受付をしています。また、次の方は函館税務署で申告してください。

- ・ 青色申告の方
- ・ 土地、建物、株式などの譲渡所得や損失を申告する方
- ・ 山林所得、配当所得のある方
- ・ 初めて住宅借入金等特別控除を申告する方

函館税務署での申告会場開設期間については、7ページの「函館税務署からのお知らせ」でご確認ください。

お知らせ2 自書申告
 「所得がない方」や「ご自分で申告書を記入できる方で、事前に作成できる方」は、1月中旬ごろから市役所税務課総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所の窓口で、「市道民税・道民税申告書」へ「確定申告書」をお渡しします。